

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第 22 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 6 年 3 月 16 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 3 月 16 日乗車となるものから施行する。

令和 6 年 2 月 27 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 130 条第 1 項第 2 号トを次のとおり改める。

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

(ロ) 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)  
2,500円とする。

第 139 条の 2 第 4 号イを次のとおり改める。

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金  
第 1 号に定める額とする。

同条同号ロの次に次を加える。

ハ 「SLやまぐち号」車両又は「DLやまぐち号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金  
1,680円とする。